


野洲市の報告
～債権管理における課題と取組～

野洲市役所
市民生活相談課・納税推進課

野洲市債権管理条例



制定の背景

- 債権管理条例の必要性
 - 私債権の整理（放棄）の必要性
 - 長期にわたる不良債権の整理
 - 効率的な債権管理体制（一元管理体制）
 - 滞納している市民の状態を総合的に把握
 - 債権管理に必要な知識・経験を蓄積
- 

経緯

- 平成25年12月 ～ 平成27年3月末
 - 野洲市債権適正管理検討プロジェクトチーム
 - 管理及び徴収に係る現状調査、適正管理手法の検討
 - 総務課主導（学校教育課、こども課、住宅課、環境課、上下水道課、市民生活相談課）
 - 滞納者 ≡ 多重債務者（消費生活） ≡ 生活困窮者
 - 市民生活相談課と納税部局の連携
- ⇒生活再建の視点を踏まえた条例 生活困窮者への支援

平成27年4月1日 野洲市債権管理条例等の施行

野洲市債権管理条例

<市の債権の性格>

- 公共サービスを支える財源 **税**
- 公共サービスの対価 **料金**

ようこそ
滞納いただき
ました?!

- 滞納の補填はいずれも**税財源**

滞納は
生活状況の
シグナル

- 市民生活を支えるための財源(債権)

市民生活を壊してまでは回収し
滞納を市民生活支援のきっかけ

特徴① 生活困窮者支援— 1

- 徴収停止（野洲市債権管理条例第6条）
 - 「生活困窮」を理由に徴収停止ができる
 - 地方自治法施行令には「ない」

野洲市債権管理条例

（徴収停止）

第6条 市長は、非強制徴収公債権等で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第171条の5各号に掲げるもののほか、債務者が著しい生活困窮状態(生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けているとき、又はこれに準ずる状態をいう。以下同じ。)にあり、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

参考

地方自治法施行令

第171条の5 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

(1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。

(2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。

(3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

特徴① 生活困窮者支援－2

- ・債権放棄（野洲市債権管理条例第7条）
 - －「生活困窮」を理由に債権放棄ができる

（債権放棄）※一部抜粋

第7条 市長は、市の私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該私債権及びこれに係る損害賠償金その他の徴収金の全部又は一部を放棄することができる。

(1) 当該私債権について消滅時効に係る時効期間が経過したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）

（中略）

(5) 債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で、当該私債権その他の債権について弁済することができる見込みがないと認められるとき。

(6) 債務者が死亡、失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、市長が徴収の見込みがないと認めるとき。

参考

地方自治法

（金銭債権の消滅時効）

第二百三十六条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、五年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

地方自治法施行令

（免除）

第七十一条の七 普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

特徴① 生活困窮者支援－3

- 債権管理審査会（同条例施行規則第13条）
 - － 私債権を放棄する（同条例第7条）ための債権管理審査会の構成員に市民部生活相談課長も参加
 - － 生活困窮者支援の視点をここでも入れる

野洲市債権管理条例施行規則

（債権管理審査会）

第13条 条例第7条に規定する債権放棄の可否を審査するため、野洲市債権管理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 総務部長
- (2) 総務部納税推進課長
- (3) 総務部税務課長
- (4) 市民部市民生活相談課長**
- (5) 当該債権を移管前に所管していた所管課長等

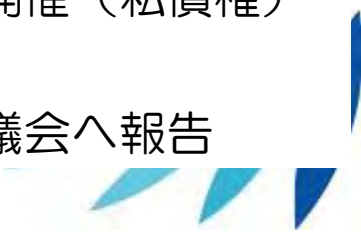
特徴② 一元管理

- 納税推進課で一元管理
 - － 非強制徴収公債権及び私債権の**法的措置**（経験の蓄積）
 - － 私債権放棄関係業務
 - － 将来的には、強制徴収公債権も含めた一元化を視野
- 債権管理業務の効率化（合同研修等）

ただし、情報の共有化は難しい



債権管理事務の今後の予定

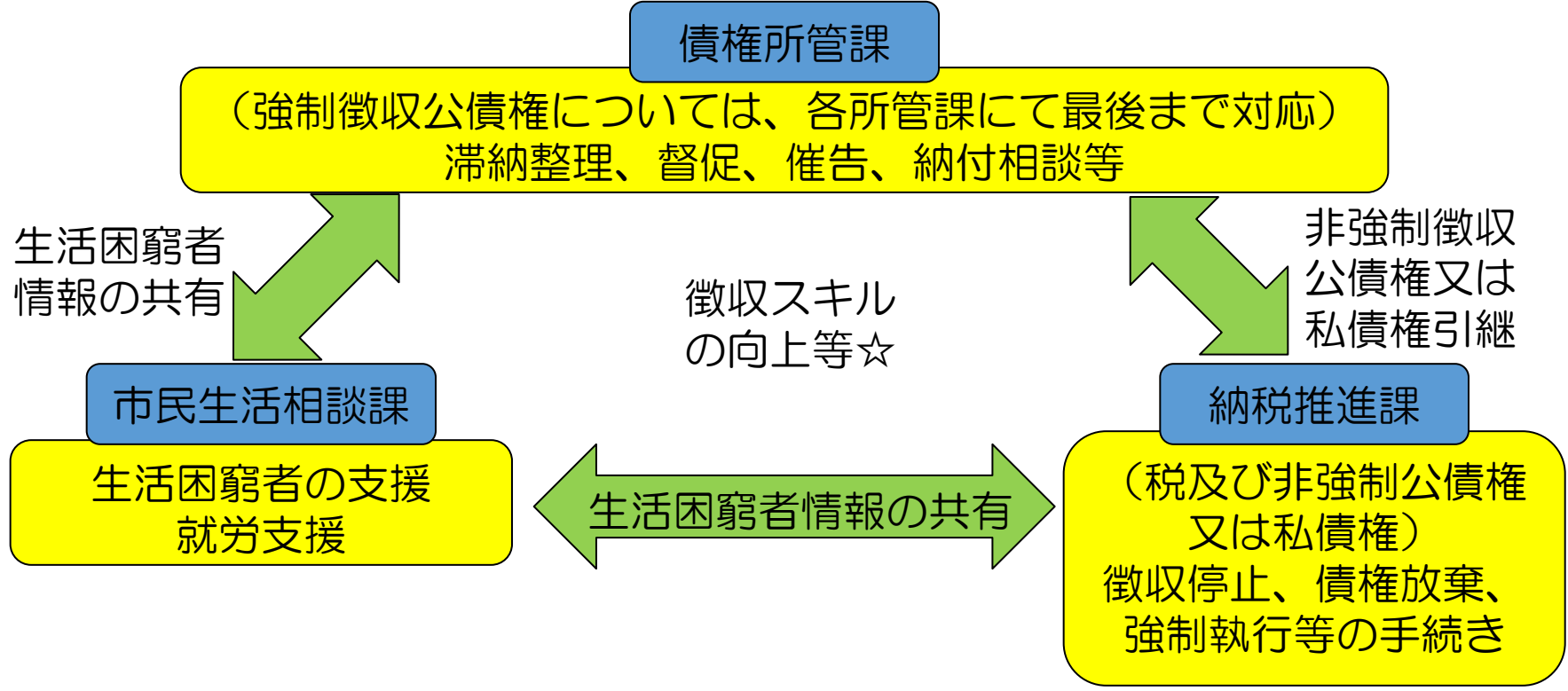
- 9月末 債権移管基準の制定
(非強制徴収公債権及び私債権)
 - 10月～11月 債権移管手続
生活困窮者対策合同研修会の開催
 - 12月 移管された債権について
法的手続等の開始
最終催告の実施
 - 1月～2月 債権管理審査会の開催 (私債権)
→ 債権放棄
 - 2月～3月 放棄債権について議会へ報告
- 



野洲市債権管理条例等運用連絡会議

平成27年6月1日から

- 債権管理条例の具体的運用に向けた関係所管課との連携や徴収率向上
- これらの業務の中で確認された生活困窮者支援等



☆収納率向上を目的とした滞納整理に関する情報交換や合同研修

★徴収業務においての契約弁護士による相談・研修サポート

(面談6回 メールや電話での相談は随時)

★徴収率向上を目的とした効果的な徴収方法の検討 (例：カード払いやペイジー払い等)





債権管理事務の効果


①何故、今、生活困窮者対策か？

→差し押さえ等による一時的な改善でよいのか？

→頼りがいのある行政：市民生活の安定こそが
今後の長期的な納付意欲の向上につながる。
(行政こそが市民にとってのファイナルディフェンスライン)

②業務の効率化

→差押よりも債務整理の方が納税額を生み出しやすい





債権管理事務の課題①

①情報の共有化

- 情報の取得が難しい
 - 強制徴収公債権：地方税法や国税徴収法等
 - 私債権や非強制徴収公債権：上位法なし
- ⇒同じ公の債権なのに・・・
- 情報の活用が難しい
 - 地方税法22条による守秘義務
- 税のために取得した情報の活用がむずかしい
強制徴収公債権間には可能
- ⇒行政サービスの効率化につながらない




債権管理事務の課題②

②生活困窮者の市民生活相談課への誘導方法

- 困っている市民は自ら相談に来ない
 - 市の情報を活用し、相談（生活支援）に繋げる
- 各課の納付相談等における対応研修が必要
→頼りがいのある市役所のアピールの必要性

困っている市民を市役所から見つけ、
生活支援につなげ、生活改善・納付につなげる



非強制徴収公債権・私債権業務の流れ

